

常総市耐震改修促進計画

令和4年3月

常 総 市

目次

第1章 基本方針	1
1. 計画の策定における背景	1
2. 計画の位置づけと目的	4
3. 計画の策定期間	4
4. 計画の対象	4
5. 上位計画・関連計画	9
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標 .	10
1. 想定される地震の規模, 想定される被害の状況	10
2. 耐震化の現状	15
3. 耐震化の目標	18
4. 市公共建築物の耐震化整備プログラム	19
第3章 耐震化の促進に関する基本方針・重点施策	20
1. 基本的な取組方針	20
2. 重点的に取り組む施策	21
第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開	24
1. 普及啓発	25
2. 地域に根ざした耐震対策の実施	26
3. 耐震化を促進するための環境整備	28
4. 耐震化に対する支援	28
5. 公共建築物の耐震化の取り組み	28
第5章 耐震化を促進するための指導や命令等	29
1. 耐震改修促進法による指導等の実施	29
第6章 その他の事項	31
1. 国, 県, 関係団体による協議会の設置等について	31
2. 計画の進行管理について	31
■ 関連法令	32
■ 用語解説	50
■ 参考資料	53

第1章 基本方針

1. 計画の策定における背景

震度6弱以上の大きな地震で、倒壊の危険性がある建物が存在します。

私たちは、日常の社会活動・生活の場として、住宅やオフィスビルなど建物や建築構造物を利用しています。

現在、建てられている建築物は、昭和56年以前の古い建築基準法で建てられたものが多く残っています。これらは、関東大震災（大正12年9月）の教訓を活かし、中規模の地震では、倒壊することが少ないことがわかっていますが、震度6弱以上の大きな地震では、耐震性の低いものは、倒壊の危険性があるといわれています。

阪神・淡路大震災の教訓 / 犠牲者の9割が住宅・建築物の倒壊等

平成7年1月の阪神・淡路大震災が社会に与えた影響は衝撃的でした。この地震により国内史上初の震度7が観測され、6,434人の尊い命が奪われました。地震による直接的な犠牲者は5,502人、そのうち約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

大きな地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあります。

その後、新潟県中越地震（平成16年10月）、東日本大震災（平成23年3月）、熊本県熊本地方地震（平成28年4月14日、4月16日）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）と約3年に1度の頻度で震度7の地震が発生しています。

建物による地震被害を半減させる必要があります！

国では、東日本大震災を踏まえ、今後予想される南海トラフの巨大地震や首都直下地震における被害軽減を図るため、平成25年11月に耐震改修促進法の改正を、また平成30年6月に発生した大阪府北部を震源とする地震（以下、「大阪府北部地震」という。）等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ平成30年11月には、耐震改修促進法施行令の改正を行っています。

常総市耐震改修促進計画を改定します。

常総市においても、国、茨城県と連携しつつ、地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進することが必要であるため、平成19年度に「揺れやすさマップ」及び「地域の危険度マップ」を作成しました。

また、平成21年度に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画として

「常総市耐震改修促進計画」を策定しており、平成 28 年度には、国、茨城県に合わせて最新の動向をみながら計画を改定しました。今回、国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（令和 3 年 12 月 21 日告示）、県の「茨城県耐震改修促進計画」に基づき、本計画を改定し、計画的な耐震化の更なる促進を図ります。

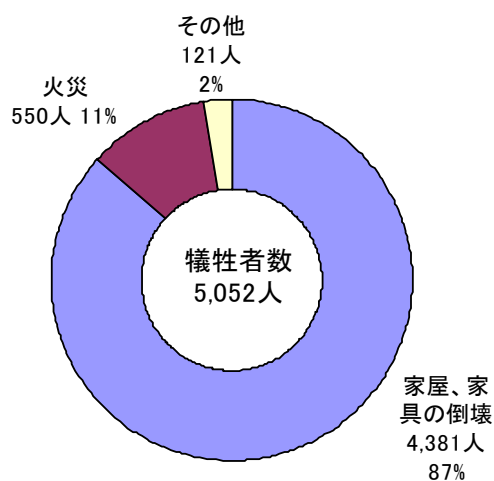


図-1.1 阪神・淡路大震災の人的被害
※平成 7 年度版 警察白書（平成 7 年 4 月 24 日現在）

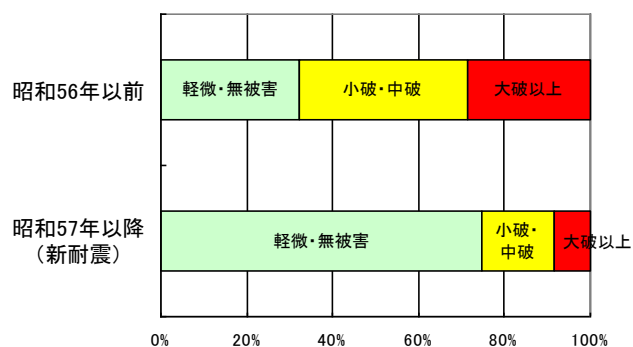


図-1.2 阪神・淡路大震災の建物被害
※阪神淡路大震災建築震災調査委員会報告書(平成 7 年)

犠牲者の 9 割は住宅の倒壊，昭和 56 年以前の旧耐震基準の建築物に大きな被害が出ました。

震度とゆれの状況



この表は、ある震度が観測された時に、その周辺で発生するゆれなどの現象や被害の目安を示したものです。

図-1.3 震度階級

※国土交通省気象庁 震度について

<https://www.jma.go.jp/jma/ki-shou/known/shindo/index.html> 参照

2. 計画の位置づけと目的

本計画は「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律123号、以下「耐震改修促進法」という）第6条第1項に基づき策定します。

本計画は、国、茨城県と連携し、常総市内の市公共建築物、住宅及び特定建築物（表-1.2）の耐震化を図り、具体的方策を定めることにより、地震に強いまちづくりの実現を目指すことを目的とします。

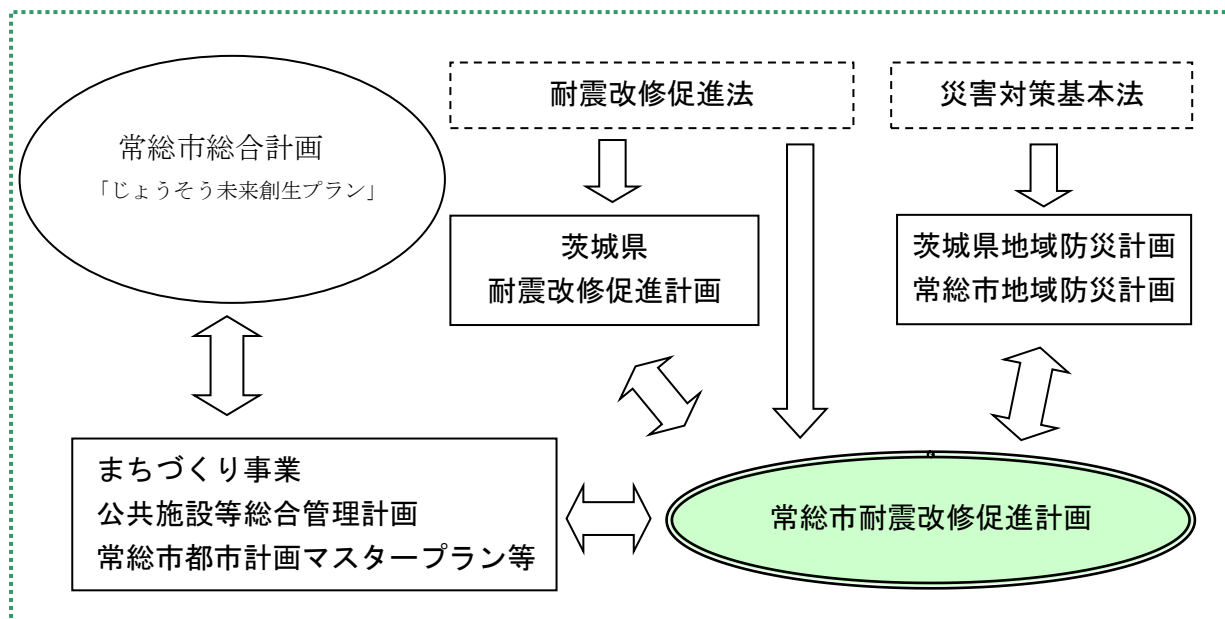


図-1.4 常総市耐震改修促進計画の位置づけ

3. 計画の策定期間

計画期間は、令和4年度から、令和8年度までの5年間とします。なお、本計画は、必要に応じて見直しを行うものとします。

4. 計画の対象

(1) 対象区域

本計画の対象区域は、常総市全域とします。

(2) 対象建築物

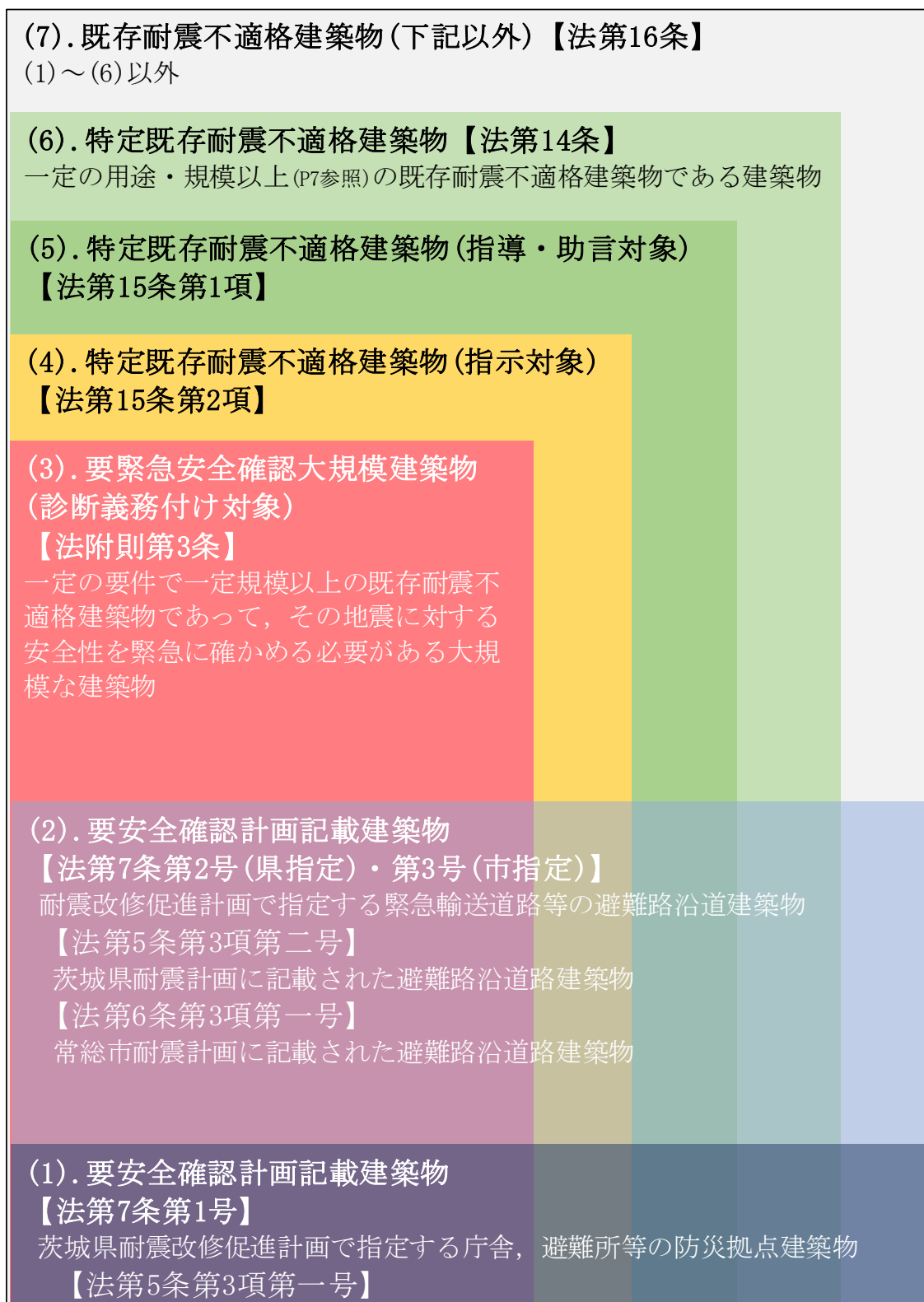
本計画の対象建築物は表-1.1に示す建築物のうち、建築基準法（昭和25年法律第201号）において新耐震基準が施行された、昭和56年6月1日よりも前に建築確認を受け着工された建築物とします。

また対象建築物のうち、特定の用途や一定規模以上で、耐震性が不十分な建築物（法第14条に掲げる特定既存耐震不適格建築物）を特定建築物と位置付けます。

表-1.1 対象建築物 (S56.6.1 以前に建築確認を受け着工された建築物)

対象建築物の分類	説明			
住 宅	戸建住宅，共同住宅，長屋，店舗併用住宅，市営住宅等			
市 公 共 建 築 物	① 防災上重要な建築物 <table border="1" data-bbox="555 528 1382 790"> <tr> <td data-bbox="555 528 1382 616">a. 災害応急に必要となる建築物（拠点施設）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 616 1382 703">b. 救護活動に必要な建築物（救護施設）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 703 1382 790">c. 避難所として位置づけられた建築物（避難施設）</td> </tr> </table>	a. 災害応急に必要となる建築物（拠点施設）	b. 救護活動に必要な建築物（救護施設）	c. 避難所として位置づけられた建築物（避難施設）
	a. 災害応急に必要となる建築物（拠点施設）			
	b. 救護活動に必要な建築物（救護施設）			
	c. 避難所として位置づけられた建築物（避難施設）			
	② 災害時要援護者が利用する建築物（①以外） <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校 ・ 保育所，障害者福祉施設 			
③ 不特定多数のものが利用する建築物（①，②以外） <ul style="list-style-type: none"> ・ 公民館，集会所 ・ 運動施設等 				
④ ライフライン関連 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道施設，下水道施設 				
⑤ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所，倉庫等 				
対象となる民間の特定建築物	対象建築物（図-1.5 及び表-1.2）のうち民間が所有する建築物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災上重要または多数のものが利用する民間建築物：法 14 条 1 号 ・ 危険物貯蔵を取り扱う規模の大きい民間建築物：法 14 条 2 号 ・ 避難，緊急輸送等の阻害のおそれのある民間建築物：法 14 条 3 号 			

図-1.5 対象建築物の分類



※(1)は用途、(2)は高さで該当の有無が規定されるため、他の区分との重複あり。

表-1.2 対象建築物の用途・規模の一覧

	用途	指導・助言対象 (法第15条第1項)	指示対象 (法第15条第2項)	耐震診断義務付け対象 (法附則第3条)
特定 既存 耐震 不適格 建築物 (法第 14 条第 1号)	学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 *屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 *屋内運動場の面積を含む
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設			
	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	事務所			
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上			
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
同 2 号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物（表-1.3）	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
同 3 号	避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、全面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m越）		(法7条第2・3号) 耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、全面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m越）
	防災拠点である建築物			(法7条第1号) 耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※太枠内は要安全確認計画記載建築物を示す。（法第7条第1・2・3号）

表-1.3 特定建築物となる危険物の数量一覧（耐震改修促進法第14条第2号）

危険物の種類	危険物の数量
①火薬類（法律で規定）	
イ 火薬	10 t
ロ 爆薬	5 t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50 万個
ニ 銃用雷管	500 万個
ホ 信号雷管	50 万個
ヘ 実包	5 万個
ト 空包	5 万個
チ 信管及び火管	5 万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5 万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2 t
ワ 煙火	2 t
カ その他火薬を使用した火工品	10 t
その他爆薬を使用した火工品	5 t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び同表備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30 t 可燃性液体類20m ³
④ マッチ	300 マッチトン（※）
⑤ 可燃性のガス（⑥及び⑦を除く。）	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000 t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）	毒物 20 t 劇物 200 t

（※）マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

5. 上位計画・関連計画

(1) 国の基本方針

(平成 18 年 1 月, 平成 25 年 11 月改正, 平成 30 年 11 月施行令改正, 令和 3 年 12 月告示)

国は, 法第 4 条に基づき, 国土交通大臣が定める耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(国の基本方針)として以下の項目を定めています。

- ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- ③ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- ④ 啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- ⑤ 都道府県等の耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項等

(2) 茨城県耐震改修促進計画

(平成 19 年 3 月, 平成 28 年 3 月改定, 令和 4 年 3 月改定)

茨城県は, 市町村と調整を図りながら, 建築物の耐震診断・耐震改修の促進に関する施策の方向性を示す計画及び耐震改修促進法第 2 条第 3 項に規定する所管行政庁が指導及び助言並びに指示を行う場合のガイドラインとなるものとして, 耐震改修促進計画を策定し, 以下の項目を定めています。

- ① 計画の位置づけ, 計画改定の背景と目的, 計画の対象期間
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- ③ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策
- ④ 建築物の耐震安全性の向上に関する啓発
- ⑤ 耐震化を促進するための指導や命令等
- ⑥ その他の事項

(3) 常総市地域防災計画

(平成 20 年 3 月, 平成 25 年 3 月改定, 令和 3 年 4 月改定)

災害対策基本法第 42 条の規定に基づき常総市防災会議が, 市の防災に関する活動について関係各課の役割を明確化し, 都市の防災の総合的な運営を計画化したものです。本計画との関連として以下の事項が定められています。

- ① 避難所の指定
- ② 防災上重要な道路の指定
- ③ 医療機関, 建設業者など防災支援施設, 企業の状況把握

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模, 想定される被害の状況

(1) 過去の地震被害の状況

茨城県では、特に近年大きな被害は発生していないものの震度5前後の地震が頻繁に起こっています。また最近の研究では、南関東地域直下の大規模地震の発生について、その危険性が高まりつつあります。

表-2.1 過去に茨城県内で大きな被害を与えた地震

日本暦（西暦）	震源地	地震の規模 マグニチュード	県内 最大 震度	茨城県の被害の概要
平成 12. 7. 21 (2000)	茨城県沖	6. 4	5 弱	屋根瓦の落下 2 棟
平成 14. 2. 12 (2002)	茨城県沖	5. 7	5 弱	負傷 1, 建物被害 12 棟
平成 14. 6. 14 (2002)	茨城県南部	4. 9	4	負傷 1, 建物被害 8 棟, 塀倒壊 5
平成 15. 11. 15 (2003)	茨城県沖	5. 8	4	負傷 1
平成 16. 10. 6 (2004)	茨城県南部	5. 7	5 弱	被害なし 常総市震度 4
平成 17. 2. 16 (2005)	茨城県南部	5. 4	5 弱	負傷 7 常総市震度
平成 17. 4. 11 (2005)	千葉県北東部	6. 1	5 強	被害なし 常総市震度 4
平成 17. 8. 16 (2005)	宮城県沖	7. 2	5 弱	被害なし 常総市震度 4
平成 17. 10. 19 (2005)	茨城県沖	6. 3	5 弱	負傷 1 常総市震度 3
平成 23. 3. 11 (2011)	三陸沖 (東日本大震災)	9. 0	6 強	死者・行方不明者 67, 負傷者 714, 全壊家屋 2, 634, 半壊家屋 24, 995 一部損壊 191, 490 常総市震度 6 弱
平成 23. 4. 11 (2011)	福島県浜通り	7. 0	6 弱	負傷者 4 常総市震度 5 弱
平成 23. 4. 16 (2011)	茨城県南部	5. 9	5 強	負傷者 2 常総市震度 4
平成 23. 7. 31 (2011)	福島県沖	6. 5	5 弱	負傷者 5 常総市震度 3
平成 24. 12. 7 (2012)	三陸沖	7. 3	5 弱	負傷者 2, 非住家被害 3 常総市震度 4
平成 28. 11. 22 (2016)	福島県沖	7. 4	5 弱	住家一部破損 2 常総市震度 4
平成 28. 12. 28 (2016)	茨城県北部	6. 3	6 弱	負傷者 2, 住家半壊 1, 住家一部破損 25 常総市震度 4
平成 29. 8. 2 (2017)	茨城県北部	5. 5	4	負傷者 2 常総市震度 4
令和 3. 2. 13 (2021)	福島県沖	7. 3	5 弱	負傷者 3 常総市震度 4

※出典 茨城県耐震改修促進計画, 気象庁震度データベース検索 (常総市の最大震度を加筆)

(2) 茨城県で想定される地震(震源)

茨城県は、地震被害想定調査において、県及びその周辺における過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの想定地震を設定しています。茨城県の計画で想定する地震は、これら7つの想定地震のうち、特に被害量が大きく、県内の各地域に特徴的な被害をもたらすとされる3つの地震(同表中、(※)印を付した地震)です。以下、これら3つの地震の被害想定を記載します。(出典：茨城県地震被害想定調査報告書)

常総市においても同等の被害をもたらす可能性があります。

表-2.2 茨城県に大きな被害をもたらすおそれのある想定地震

	地震名	想定の観点
1	茨城県南部の地震(※)	内閣府が設定した首都直下のマグニチュード7クラスの地震の中で県南部地域に影響のある地震
2	茨城県・埼玉県境の地震	
3	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震(※)	原子力規制委員会で検討が行われた県北部の活断層による地震(注)
4	棚倉破砕帯東縁断層、同西縁断層の連動による地震	
5	太平洋プレート内の地震(北部)	地盤調査委員会長期評価部会で議論が行われている太平洋プレート内で発生する地震
6	太平洋プレート内の地震(南部)	
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震(※)	茨城県が平成24年度に実施した津波浸水想定の対象地震

表-2.3 選定した3つの地震の主な特徴

	地震名	想定の観点
1	茨城県南部の地震	内閣府が設定した首都直下のマグニチュード7クラスの地震の中で県南部地域に影響のある地震
2	F1断層、北方陸域の断層、塩ノ平地震断層の連動による地震	原子力規制委員会で検討が行われた県北部の活断層による地震(注)
3	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	県央から鹿行、県南にかけて液状化や揺れによる被害が広く分布し、沿岸部全域にわたって津波被害も発生する地震(北部と南部の「太平洋プレート内の地震」を合わせたような被害が発生)

(3) 想定される地盤の揺れやすさ、地域の建物倒壊危険度

常総市は平成19年に、地震発生時の地盤の揺れやすさ、地域の建物倒壊危険度を把握し、事前の備えとして広く市民に周知を図るために、「揺れやすさマップ」、「地域の危険度マップ」を作成しました。(参考資料として縮尺1:3000の詳細版をP53添付)

① 揺れやすさマップ

揺れやすさマップは、一定規模の地震が起きた場合の地盤の揺れやすさを示したもので、常総市に大きな被害を与えると思われる4つの地震について、その地震が発生した場合の震度分布を作成し、それらの地震の震度の最大値を50mメッシュ毎に色別に表したものです。

表-2.4 常総市に大きな被害を与えると思われる地震

地震のタイプ	想定する地震	地震規模	概要
海溝型地震 (プレート境界型)	茨城県南部地震	M7.3	関東地震の再来までに関東地方南部のいずれかで起こる可能性の高いプレート境界型のマグニチュード7級地震
	東京湾北部地震	M7.3	
	塩屋崎沖地震	M7.5	
全国どこでも起こりうる直下の地震	常総市直下の地震	M6.9	全国どこでも起こりうるマグニチュード6.9までの内陸直下の地震

② 地域の危険度マップ

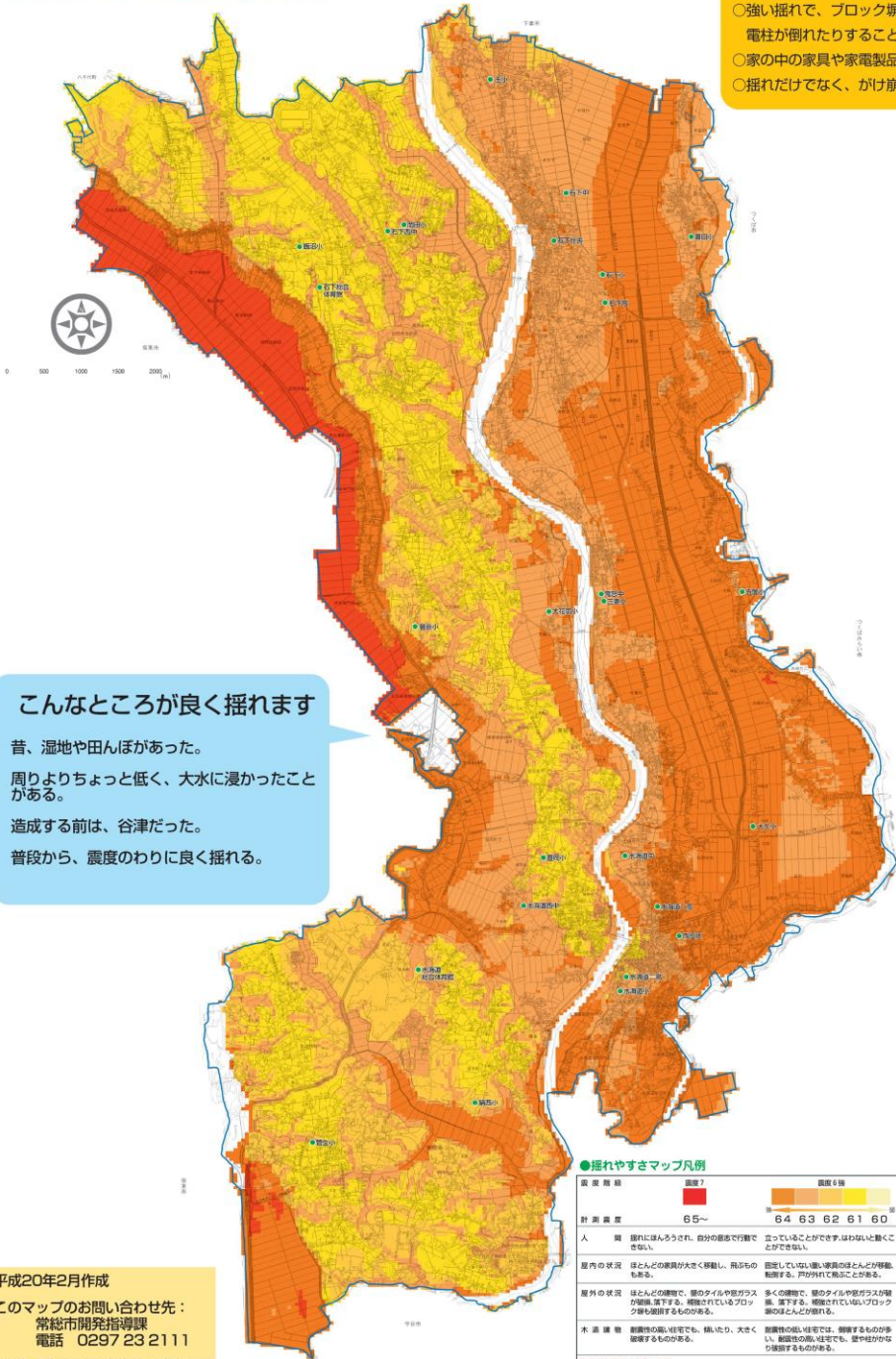
地域の危険度マップは、「揺れやすさマップ」で示した地震による揺れによって発生する建物の被害分布を、「危険度」として相対的に表したものです。

「危険度」は、50mメッシュ単位で分割した地域にある建物の内、全壊する建物の割合が多いか少ないかを相対的な段階数値で表わしたものです。耐震性の低い古い木造家屋等が多く、地震の揺れが大きい場所が、倒壊の危険度が高い結果となります。

常総市揺れやすさマップ

揺れやすさマップは、常総市域に影響のある地震について、それぞれの震度分布を50メートルメッシュごと作成し、メッシュ内で考えられる最大の震度を表現したものです。

- 以下のことに気をつけながらマップを見てみましょう
- 学校や職場、商店など、よく行くところ、よく通る道などの揺れやすさは？
 - 強い揺れで、ブロック塀が壊れたり、電柱が倒れたりすることもあります。
 - 家の中の家具や家電製品は倒れてこない？
 - 揺れだけでなく、かけ崩れにも気をつけて！



こんなところが良く揺れます

昔、湿地や田んぼがあった。
 周りよりちょっと低く、大水に浸かったことがある。
 造成する前は、谷津だった。
 普段から、震度のわりに良く揺れる。

平成20年2月作成
 このマップのお問い合わせ先：
 常総市開発指導課
 電話 0297 23 2111

●揺れやすさマップ凡例

震度	震度7	震度6強	震度6弱	震度5強	震度5弱		
計測震度	65~	64	63	62	61	60	59~55
人	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない	立っていることができず、はわないと動くことができない	立っていることができず、はわないと動くことが困難になる	立っていることが困難になる	立っていることが困難になる	立っていることが困難になる	
屋内の状況	ほとんどの建物が大きく移動し、飛ぶものもある	固定していない機・家具のほとんどが移動・転倒する。戸が外れて飛ぶことがある	固定していない機・家具のほとんどが移動・転倒する。戸が外れて飛ぶことがある	固定していない機・家具の多くが移動・転倒する。戸が外れて飛ぶことが多い	固定していない機・家具の多くが移動・転倒する。戸が外れて飛ぶことが多い	固定していない機・家具の多くが移動・転倒する。戸が外れて飛ぶことが多い	
屋外の状況	ほとんどの建物が、壁のタイルや窓ガラスが脱落、落下する。壊れているブロック塀も倒壊するものがある	多くの建物が、壁のタイルや窓ガラスが脱落、落下する。壊れているブロック塀も倒壊するものがある	多くの建物が、壁のタイルや窓ガラスが脱落、落下する。壊れているブロック塀も倒壊するものがある	多くの建物が、壁のタイルや窓ガラスが脱落、落下する。壊れているブロック塀も倒壊するものがある	多くの建物が、壁のタイルや窓ガラスが脱落、落下する。壊れているブロック塀も倒壊するものがある	多くの建物が、壁のタイルや窓ガラスが脱落、落下する。壊れているブロック塀も倒壊するものがある	
木造家屋	建物の倒壊・傾斜でも、傾いたり、大きく倒壊するものがある	建物の倒壊・傾斜でも、傾いたり、大きく倒壊するものがある	建物の倒壊・傾斜でも、傾いたり、大きく倒壊するものがある	建物の倒壊・傾斜でも、傾いたり、大きく倒壊するものがある	建物の倒壊・傾斜でも、傾いたり、大きく倒壊するものがある	建物の倒壊・傾斜でも、傾いたり、大きく倒壊するものがある	

地震の大きさ・震度と揺れやすさ
 震度の記号は、各震度帯での揺れの程度を示すのが震度です。
 震度の記号は10段階によって異なり、わが国では震度7が最大の震度階級によって震度を表しています。
 震度は、建物に感じない地震の震度1から震度1、2、3、4、5強、5弱、6強、6弱、7の10階級に分けて発表します。

図-2.1 揺れやすさマップ

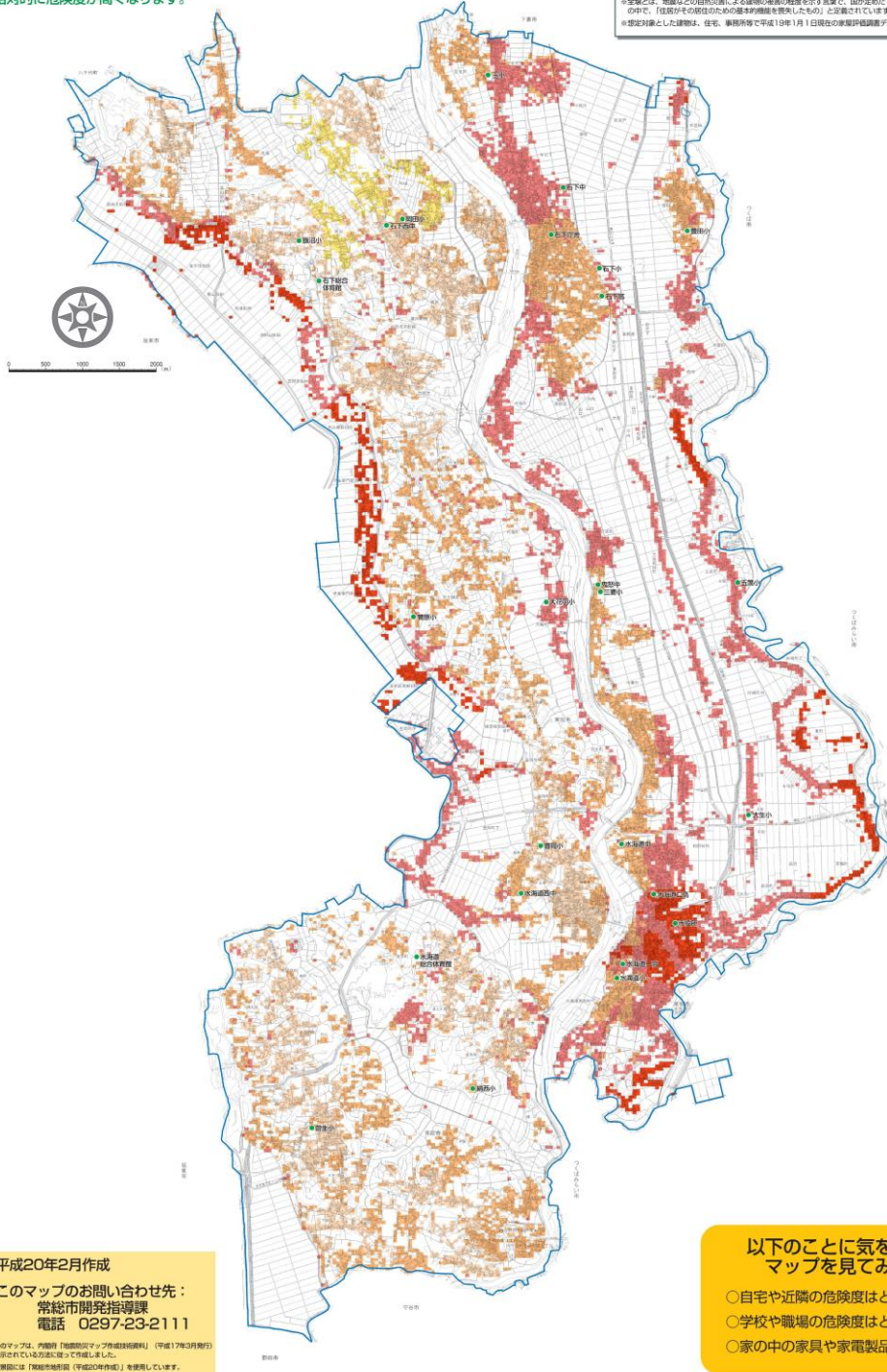
常総市 地域の危険度マップ

地域の危険度マップは、大字を単位とした地域ごとに建物の構造や建築した年代を集計し、住宅の倒壊率をもとに地域の危険性を評価したものです。良く揺れる地域であったり、古い木造住宅が多い地域は、相対的に危険度が高くなります。

●地域の危険度マップ凡例

危険度	危険度7	危険度6	危険度5	危険度4	危険度3	危険度2	危険度1
地域内の建物の中で全壊する建物の割合	30%～	20～30%	10～20%	7～10%	5～7%	3～5%	0～3%

※全壊とは、地震などの自然災害による建物の被害を示す言葉で、国が定めた「災害の被害認定基準」（平成13年6月）の中で、「任意でその程度以上の被害を評価したもの」と定義されています。
 ※想定対象とした建物は、住宅、業務所等で平成19年1月1日現在の家屋評価調査データをもととしています。



平成20年2月作成
 このマップのお問い合わせ先：
 常総市開発指導課
 電話 0297-23-2111
このマップは、内閣府「地域防災マップ作成技術資料」（平成17年3月発行）で示されている方法に基づいて作成しました。
 複製には「7 複製権の制限（平成20年作成）」を使用しています。

以下のことに気をつけながら
 マップを見てみましょう

- 自宅や近隣の危険度はどのくらい？
- 学校や職場の危険度はどのくらい？
- 家の中の家具や家電製品は倒れてこない？

図-2.2 地域の危険度マップ

2. 耐震化の現状

(1) 住宅の耐震化の現状

固定資産税課税台帳等に基づき、常総市の住宅の耐震化率の状況を算定しました。その結果、常総市の住宅の耐震化率については、現状で約70%であると推定されます。

表-2.5 常総市の住宅の耐震化率の推計*1

単位：棟

建築構造	建築年		計	昭和56年以前の建物の耐震化率	昭和56年以前で耐震性があるもの	耐震性があるもの	耐震化率
	昭和56年以前	昭和57年以降					
木造	6,729	11,326	18,055	12%	807	12,133	67.2%
非木造	323	1,622	1,945	76%	245	1,867	96.0%
計	7,052	12,948	20,000		1,052	14,000	70.0%

固定資産税課税台帳等

表-2.6 常総市の住宅の現状の耐震化率（概数）

住宅総数(棟数)	未耐震住宅(棟数)	耐震住宅(棟数)
20,000	6,000 (30%)	14,000 (70%)

*1 昭和56年以前の住宅については、国の耐震化率の推計値（木造系12%、非木造系76%）より、耐震性の有無を推計する。なお、昭和57年以降の住宅については、すべて耐震性があると推定する。市営住宅など市の公営住宅を含む。

(2) 市公共建築物の耐震化の現状

常総市内の公共建築物のうち、主要なものは214棟です。そのうち、昭和56年度以前に建築された建築物は69棟、昭和57年度以降の建築物も含めた全体の耐震化率は、約87%です。

表-2.7 市公共建築物の耐震化の現状

()表記は耐震診断義務付け対象建築物, 単位: 棟

市公共建築物		建築物数			改修済等 ④	耐震性有 建築物 ⑤ (③+④)	耐震 化率 ⑥ (⑤/①)
		全体 ① (②+③)	昭和56年 以前 ②	昭和57年 以降 ③			
① 防災上重要な建築物	a. 災害応急に 必要な建築物 (拠点施設)	26 (3)	4 (0)	22 (3)	—	22 (3)	88.3% (100%)
	b. 救護活動に 必要な建築物 (救護施設)	1 (0)	1 (0)	—	1 (0)	1 (0)	
	c. 避難所として 位置づけられた建築物 (避難施設)	67 (9)	26 (6)	41 (3)	19 (6)	60 (9)	
	小計	94 (12)	31 (6)	63 (6)	20 (6)	83 (12)	
② 災害時要援護者が利用 する建築物 (①以外) ・学校, 保育所 ・障害者福祉施設		59 (6)	27 (2)	32 (4)	20 (2)	52 (6)	88.1% (100%)
③ 不特定多数のものが 利用する建築物 (①, ②以外) ・公民館, 集会所等 ・運動施設等		20 (0)	3 (0)	17 (0)	1 (0)	18 (0)	90.0% (—)
④ ライフライン施設 ・上水道・下水道		23 (0)	2 (0)	21 (0)	1 (0)	22 (0)	95.7% (—)
⑤ その他 ・事務所・倉庫等		18 (0)	6 (0)	12 (0)	1 (0)	13 (0)	72.2% (—)
合 計		214 (18)	69 (8)	145 (10)	43 (8)	188 (18)	87.8% (100%)

(3) 民間特定建築物の耐震化の現状

対象建築物のうち、昭和 56 年度以前に建築された常総市内にある民間の建築物は 128 棟で、昭和 57 年度以降の建築物も含めた全体の耐震化率は、約 79%と推定されます。

表-2.8 市公共建築物の耐震化の現状

() 表記は耐震診断義務付け建築物, 単位: 棟

法第 14 条 特定建築物	建築物 数 ① (②+④)	昭和 56 年以前の 建築物 ②		昭和 57 年 以降の 建築物 ④	耐震性有 建築物 ⑤ (③+④)	耐震化率 ⑥ (⑤/①)
			うち耐震 性が有る と推定さ れるもの ③			
第 1 号 多数のものが利 用する建築物	94 (3)	9 (0)	4 (0)	85 (3)	89 (3)	94.7% (100%)
第 2 号 危険物貯蔵等	85 (0)	32 (0)	16 (0)	53 (0)	69 (0)	81.2% (-)
第 3 号 緊急輸送路等に 接する建築物	137 (0)	87 (0)	43 (0)	50 (0)	93 (0)	67.9% (-)
合 計	316 (3)	128 (0)	63 (0)	188 (3)	251 (3)	79.4% (100%)

※第 1 号, 第 2 号, 第 3 号において同一建築物の重複を含む。

3. 耐震化の目標

本計画は、国の基本方針及び茨城県の耐震改修促進計画を踏まえて、令和12年度までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消することを目標とします。また、住宅以外の建築物に関しては令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消することを目標とします。

<p>【耐震化の目標】</p> <p><input type="checkbox"/>住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和12年度までに、耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。 <p><input type="checkbox"/>住宅以外の建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度までに、耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する。
--

表-2.9 常総市耐震改修促進計画目標値

() 表記は耐震診断義務付け建築物

対 象		R2 末 耐震化率	耐震化率の目標
住 宅		70.0%	耐震性が不十分な住宅を概ね解消する。
市公共 建築物	①防災上重要なもの ②災害時要援護者が利用する建築物 ③不特定多数のものが利用する建築物 ④ライフライン施設 ⑤その他（事務所等）	87.8% (100%)	耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する。
民間 建築物	対象建築物(法第14条1~3号) P6. 図1-5 (1)~(6)参照	79.4% (100%)	

耐震診断義務付け対象建築物以外の建築物についても引き続き耐震化の促進を図ります。市では毎年度ごとに耐震化率を把握し、定めた目標について検証致します。

4. 市公共建築物の耐震化整備プログラム

昭和 56 年度以前に建築された主要な市公共建築物のうち、耐震性に問題がある、または耐震性が確認されていないもの（26 棟）について、耐震化の優先順位を定め、計画的・重点的に耐震診断、耐震改修を推進します。

- ・昭和 56 年度以前に建築された主要な市公共建築物 69 棟
- ・うち耐震改修済み、または耐震性があることを確認 43 棟
- ・うち耐震性に問題がある、または耐震性があることが未確認 26 棟

優先順位 1：防災上重要な建築物

考え方：災害発生時の避難、救援、復旧等の拠点としての機能を発現するために、防災上重要な建築物の耐震化が重要であることから、耐震化を推進します。

- 対 象：・災害応急に必要建築物（拠点施設）：市役所、消防団、防災倉庫等
・救護活動に必要な建築物（救護施設）：保健センター
・避難所として位置づけられた建築物（避難施設）：
小中学校の屋内運動場等、公民館、保育所（第 3、第 6）

優先順位 2：災害時要援護者が利用する建築物

考え方：災害発生時の共助・公助をより必要とする災害時要援護者の関連施設について、耐震化を推進します。

- 対 象：小中学校、保育所、児童クラブ

優先順位 3：不特定多数のものが利用する建築物

考え方：災害発生時に不特定多数のもの生命・身体の安全確保と被害の軽減化に効果的であることから、耐震化を推進します。

- 対 象：公民館、集会所、スポーツ施設等

優先順位 4：ライフライン施設

考え方：災害復旧時に不可欠となる施設について、機能の低下を最低限にするために耐震化を推進します。上下水道施設については「常総市水道ビジョン」（平成 30 年 3 月改訂）及び「常総市下水道事業経営戦略」（令和 2 年 9 月）に基づき実施することとします。

- 対 象：上水道施設、下水道施設等

優先順位 5：その他（事務所等）

考え方：その他の市公共建築物について、耐震化を推進します。

- 対 象：市営住宅、一般的な事務所、倉庫等

ただし、耐震診断の結果、 I_s 値^{*1}が 0.3 未満又は q 値^{*2}が 0.5 未満の建築物等については、個別に状況を判断し最優先で耐震改修工事を進めることとします。

^{*1} I_s 値（構造耐震指標）耐震診断によって得られる数値で、建物の耐震性能を表す指標。地震力に耐えられる能力としての「建物の強度」、地震の力を吸収する能力としての「建物の粘り」の 2 つに、建物の形状や経年変化を考慮することによって求められる。

^{*2} q 値（保有水平耐力）建物がどの程度の水平力まで耐えられるかを示す。「最低これだけの耐力が必要である」とされる保有水平耐力の下限値 Q_{un} に対して、実際の保有水平耐力 Q_u の比率であり、 $q=Q_u/Q_{un}$ で求められる。

第3章 耐震化の促進に関する基本方針・重点施策

1. 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震改修の目標達成に向け、国の「基本方針」を踏まえ、建物所有者（市民・企業等）が自らの安全・安心の確保，地域の防災安全性向上を意識して取り組むことを基本に，県・市町村・関係団体・市民の各関係主体が連携し協働して住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する総合的かつ横断的な施策に取り組むものとします。

- 建築物に関わる防災対策は，その所有者が自らの責任においてその安全性を確保することを原則とします。
- 市は，建築物の所有者に対し，耐震性の確保に必要な技術的支援や情報提供を行います。また，財政的支援も検討します。
- 市公共建築物については，本計画に示す整備プログラムに従って事業を進めるとともに，定期的に目標を検証し，着実な事業推進を図ります。総合的かつ横断的な耐震化の施策を展開します。

表－3.1 関係主体の役割区分

関係主体	役割区分
建物所有者	自らの責任において ・耐震診断，必要に応じて耐震改修の実施 ・建築物内外の設備等を含めた安全性の確保
国	・基本方針の策定 ・支援，普及啓発，環境の整備 ・所有建物の耐震改修の実施 ・情報提供，技術開発
茨城県	・耐震改修促進計画の策定 ・法に基づく指導等 ・所有建物の耐震改修の実施 ・支援，普及啓発，環境の整備 ・市町村支援 ・協議会の設置
常総市	・耐震改修促進計画の策定 ・法に基づく指導等への協力 ・支援，普及啓発，環境の整備 ・市公共建築物の耐震改修の実施 ・耐震診断，耐震改修に関する助成措置
関係団体	・耐震診断，耐震改修の相談窓口の設置 ・建築技術者の技術力向上に努める。

2. 重点的に取り組む施策

(1) 耐震診断・改修の実施を重点的に推進する。

早期に建物の耐震改修を促進するためには、耐震診断により建築物の耐震性を確認することが必要になります。したがって、次の視点・役割にもとづいて建物の耐震診断・改修の実施を推進します。

- ① 住宅・建築物の所有者等は、防災対策として、自らの責任においてその安全性の確保に努める。
- ② 行政は、住宅・建築物の所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等、必要な施策を講じる。

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路を指定する。

大規模な地震が発生した場合に、建物等の倒壊による閉塞等で、市民の避難、緊急輸送等が阻害されることを防止する必要がある防災上重要な道路を定め、沿道の建物の耐震化を促進します。

①耐震診断義務付け道路

法第5条第3項第二号に基づく広域の緊急輸送を担う交通軸である道路（高速道路・直轄国道等）及び、それらの道路から非常時に広域的な活動拠点となる施設へのアクセス道路を、沿道の対象建築物に耐震診断を義務付ける道路として位置付けます。

図-3.2、図-3.3の要件に該当する通行障害既存耐震不適格建築物（所有者に意見を聴いたものが対象となります）を、耐震診断義務付けの対象となる避難路沿道建築物として位置付け、その所有者は、法第7条の規定に基づき、要安全確認計画記載建築物として耐震診断を行い、その結果を令和7年3月までに所管行政庁である茨城県に報告することが義務付けられます。また、報告を受けた所管行政庁である茨城県は、耐震診断結果の公表を行います。

本計画では、耐震性が不十分な対象建築物を令和7年度までに概ね解消することを目標とします。

②耐震化努力義務道路

常総市地域防災計画に位置付ける第一次・第二次・第三次緊急輸送道路のうち、耐震診断義務付け道路を除く道路及び防災上主要な道路を、法第6条第3項第二号に基づく道路として指定し、当該道路沿道の通行障害既存耐震不適格建築物に耐震診断や耐震改修の努力義務を課すこととします。これにより、対象建築物について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、当該建築物の所有者に対し、所管行政庁である茨城県が必要な場合に指示をすることができます。

常総市地域防災計画での緊急輸送道路の位置付けが変更する場合は、耐震化努力義務道路も変更したものとします。

- 耐震改修義務付道路(法第5条第3項第二号)
- 耐震化努力義務道路(法第5条第3項第三号及び法第6条第3項第二号)
- 耐震化努力義務道路(法第6条第3項第二号)

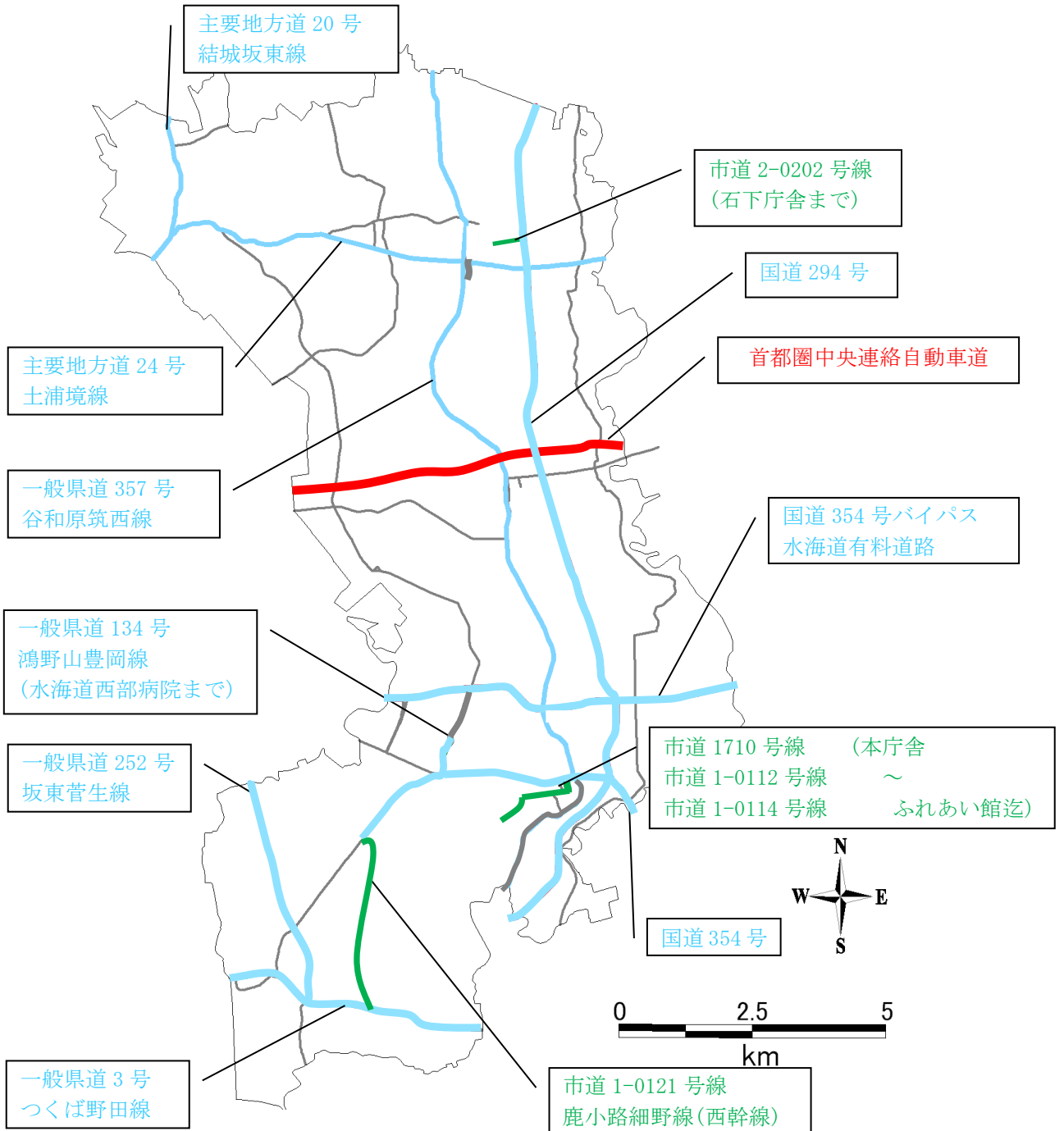
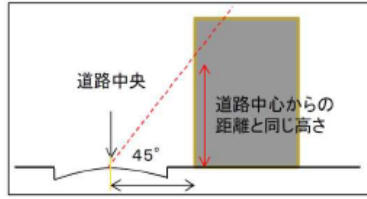


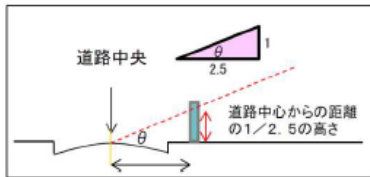
図-3.1 地震発生時に通行を確保すべき道路
※灰色は上記以外の主要な道路を示します。

図-3.2 対象となる建築物の要件 (法施行令第4条第1項第一号)



※倒壊した場合において、前面道路の過半を閉塞する恐れのある建築物 (高さ6mを超えるもの)

図-3.3 対象となる組積造の塀の要件 (法施行令第4条第1項第二号)



※倒壊した場合において、前面道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある組積造の塀で建物に付属するもの (長さ25mを超えるもの)

(3) 耐震診断・改修の促進を図るための支援策を実施します。

①助成制度の活用

令和3年度、常総市では地震に強いまちづくりを進めるため、木造住宅の耐震化事業を行う際の費用の一部を補助しました。

また、空家等バンクの活用の支援及び定住の促進を図るため、「常総市空家等バンク活用支援補助金」により、空家等バンクに登録した物件を居住用として利用する場合、所有者又は利用登録者が修繕、または取得する費用の一部に補助金を交付致しています。

②常総市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定

本計画に定めた住宅耐震化率の目標達成に向け、住宅の耐震化をより一層促進するため、常総市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅耐震化に係る取組を位置づけ、毎年度その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進します。

③融資制度の活用

住宅及び建築物の耐震化には住宅金融支援機構による融資制度があり、市ではこれらの制度の活用促進を様々な機会を通して進めます。

④税制に対する措置の活用

旧耐震基準の自己の居住の用に供する住宅を耐震改修した場合、所得税額の特別控除や固定資産税の減額措置等を受けられる場合があります。

第4章 耐震化に係る総合的な施策の展開

耐震化に係る総合的な施策

1. 普及啓発

- ・地震ハザードマップの公表
- ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- ・パンフレットの作成・配布，広報・市ホームページによる普及活動
- ・地域住民・自治会等との連携，支援

2. 地域に根ざした耐震対策の実施

- ・特定天井や非構造部材(窓ガラス等)の脱落・落下防止対策
- ・屋根瓦の落下防止対策
- ・エレベーター等の安全対策
- ・危険なブロック塀の倒壊防止対策
- ・空家等の耐震化対策
- ・よう壁，がけ地等の災害対策

3. 耐震化を促進するための環境整備

- ・住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録
- ・相談体制の整備

4. 耐震化に対する支援

- ・耐震診断等に対する支援

5. 公共建築物の耐震化の取り組み

- ・公共建築物の耐震診断，耐震化の推進

1. 普及啓発

(1) 地震ハザードマップの公表

住宅等の耐震化を効果的に推進するため、地盤のゆれやすさと建物倒壊の危険度を認識できる「地震ハザードマップ」を作成し、公表しています。

(2) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

茨城県や建築関係団体と協力して、耐震改修と併せたリフォームについての知識の普及や、セミナー等を実施いたします。

(3) パンフレットの作成・配布，広報・市ホームページによる普及活動

建物所有者等に対する耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を図るため、耐震診断を担当する窓口にて、国や茨城県、本市のパンフレット等を常備し、配布します。

また、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識について重要な内容や最新の情報については、広報・市ホームページ等を通じて、住民に広く普及を行います。

(4) 地域住民・自治会等との連携，支援

地震防災対策の基本は「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」を基本とし、自主防災組織の育成・指導を推進し、この自主防災組織と連携して、耐震診断及び耐震改修の啓発及び知識の普及を行います。

2. 地域に根ざした耐震対策の実施

(1) 特定天井や非構造部材(窓ガラス等)の脱落・落下防止対策

平成 23 年の東日本大震災では、体育館などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。また、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の損壊・落下による被害も起こります。

したがって、建築物の所有者又は管理者に対し、天井、窓ガラス、外壁タイル、屋外広告物等の落下について、防止対策を施すよう周知を行います。

市内教育施設の屋内運動場や武道場などの大空間建築物については、照明器具や 2 次部材の落下防止対策を H28 年に実施しました。

(2) 屋根瓦の落下防止対策

屋根瓦が落下することにより、人身事故や物損事故が発生するほか、漏水により建築物の劣化が進行し、健康被害などの二次災害の発生も懸念されます。したがって、建築物の所有者等への屋根瓦の点検を促すとともに、防止対策を施すよう周知を行います。

(3) エレベーター等の安全対策

最近のエレベーターには地震動を感知して運転を制御する装置が取り付けられています。しかしながら、それらの対策のなされていない古いエレベーターでは、地震後の安全確認作業が遅れるなど、多くの利用者が長時間エレベーター内に閉じ込められる被害が発生します。

また、平成 23 年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。

したがって、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性の確保を図るよう促します。

(4) 危険なブロック塀の倒壊防止対策

平成 30 年 6 月に発生した大阪府北部地震では、耐震性に問題のあるブロック塀等が倒壊し、2 名が死亡するなど重大な被害を及ぼしました。地震時にブロック塀等が倒壊することにより、こうした痛ましい事故が発生してしまうおそれがあるほか、道路を塞いで避難や救援活動の障害になるなどの悪影響が指摘されています。

- ・ブロック塀等が倒壊することによる危険性の周知や、正しい施工方法・補強方法の普及が重要であるため、パンフレット等の作成・配布による啓発活動を進めます。
- ・通学路等の避難路における危険なブロック塀の把握及び解消について、地域や学校等との連携を促進します。危険なブロック塀等の耐震診断・改修等による安全確保を推進するため、助成制度の充実に努めます。その助成対象である避難路は常総市地域防災計画で定める指定避難所及び二次避難所を中心とした概ね半径 2 キロメートルの区域にある道路(ただし、建築基準法上の道路とならない私道を除く。)とします。
- ・耐震診断義務付けの対象となるブロック塀等の所有者に対し、耐震診断の実施を指導するとともに、必要な安全対策の実施に関する助言等を行います。

(5) 空家等の耐震化対策

耐震性が不十分な空家等の地震による倒壊、屋根瓦の落下により、市民の避難や緊急物資輸送等に支障を来す可能性があります。空家等の所有者等に対する注意喚起、助言、指導等に併せ、空家等の耐震化に関する情報を提供することによって、耐震性が不十分な空家等の耐震改修、除却等を促します。

(6) よう壁、がけ地等の災害対策

大規模な地震では、盛土造成地等のよう壁・がけ地の崩落が発生し、建築物の破損や倒壊等の被害が生じる可能性があります。

したがって、震災時に崩落の危険性が心配されるよう壁については、市内におけるよう壁の実態を把握し、よう壁の安全性や耐震性の向上に関する普及・啓発を行い、耐震診断や改修の促進に努めます。

また、地震や大雨によって土砂災害が発生する恐れのあるがけ地等について、がけ地の点検やパンフレットの配布などを行い、近隣居住者に注意を促します。

常総市では、大規模盛土造成地の変動予測調査ガイドラインに従って、平成 29 年度に第 1 次スクリーニングを行い、大規模盛土造成地マップの公表を行いました。

続いて令和 2 年度には、第 1 次スクリーニングにて抽出された盛土造成地 20 ヶ所について、第 2 次スクリーニングへの計画を作成し、調査優先度評価を行いました。その結果、全て危険性が低いいため第 2 次スクリーニング以降の要調査に該当する地区は無く、今後の検討は必要ないと判断いたしました。

3. 耐震化を促進するための環境整備

(1) 住宅耐震・リフォームアドバイザーの登録

市民が、適正な工法・価格で質の高い住宅が確保できるよう、また、地震時の減災対策としての耐震改修を安心して適切に行えるよう、県による住宅耐震・リフォームアドバイザーの養成・登録制度を活用し、市民の身近な相談相手として、住宅リフォームに関する相談や情報提供のできる体制を整備するとともに、地元の優良なリフォーム工事業者の登録制度の推進を図ります。

(2) 相談体制の整備

市では、耐震性の不足する建築物の所有者等の個別の事情に応じ、各分野を横断する相談に的確に対応できるよう、相談体制を整備します。耐震診断及び耐震改修、リフォーム等、市民にとってわかりやすいものとなるよう努めます。また、専門的な事項については、関係団体等と十分に連携・協力して対応するよう努めます。

4. 耐震化に対する支援

今後、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国の税制優遇制度を活用しながら、建築物の耐震改修の促進を図ります。

5. 公共建築物の耐震化の取り組み

公共建築物については、建物の重要性、緊急性等を踏まえ、耐震診断及び耐震改修を計画的に行っていき、公共施設の耐震化率を高めます。

第5章 耐震化を促進するための指導や命令等

1. 耐震改修促進法による指導等の実施

市は、建築物の耐震化を促進するため、所管行政庁である茨城県※1と連携して以下に示す民間建築物の所有者に対し必要な「指導・助言」を行います。特に倒壊を防止する必要性が高い建築物については、所有者に具体的な対応を求める「指示」や正当な理由なく指示に従わない対象建築物の「公表」を行います。※1所管行政庁:県知事(耐震改修促進法:第2条)

また、所有者が正当な理由なく従わない場合、特定行政庁である茨城県※2は建築基準法に則り、速やかに建築物の除却・改築・修繕等を促す「命令」等を発令することができます。※2特定行政庁:県知事(建築基準法:第2条)

指導や命令等は、【図5-2】に示すとおり、耐震改修促進法及び建築基準法に基づいて県と連携して行います。

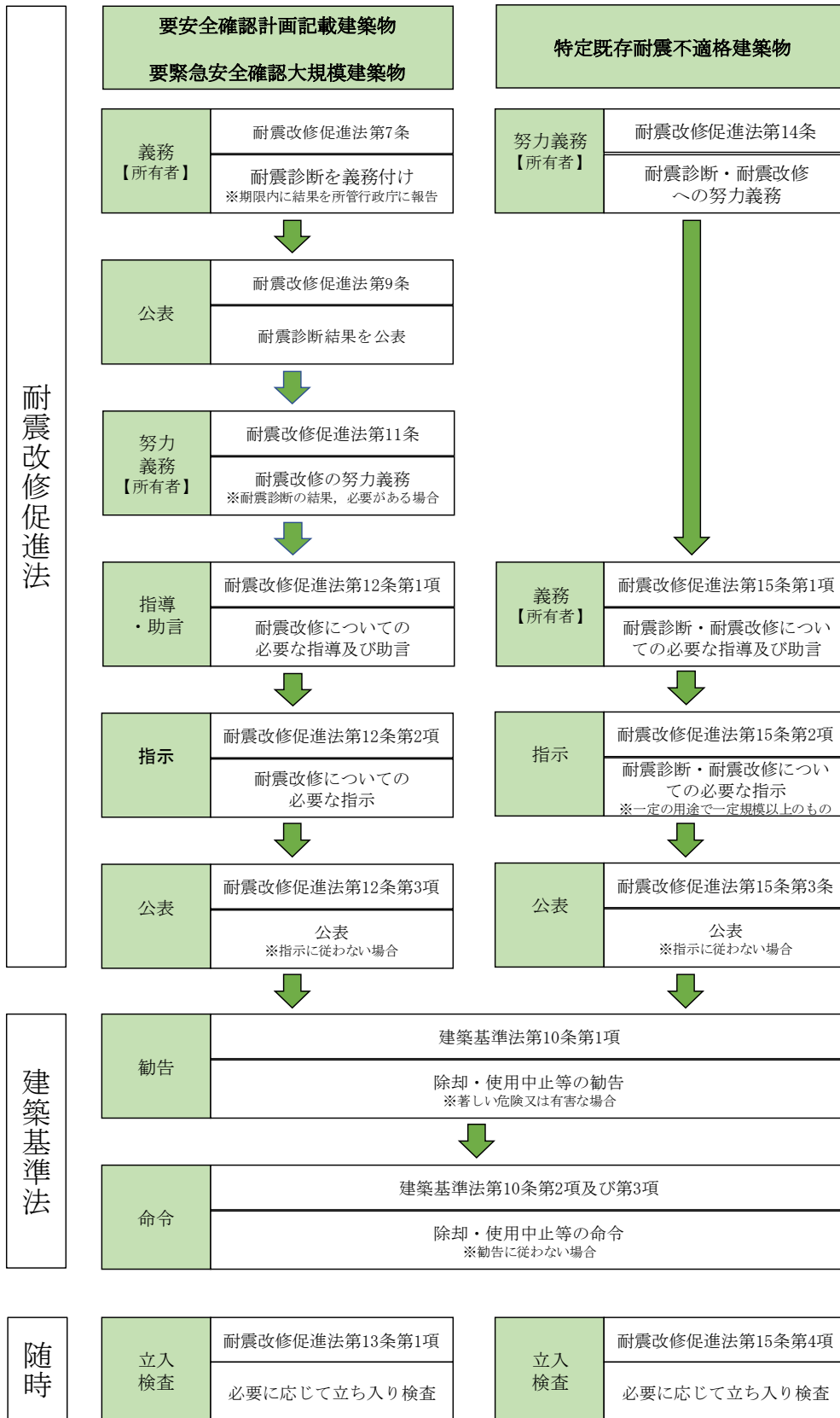
【表5-1】

対象建築物区分	概要
要安全確認計画記載建築物	法に基づき県および市が耐震改修促進計画に位置付ける以下の建築物 ○防災拠点建築物（法第5条第3項第一号） →P6【図1-5】(1) ○避難路沿道建築物（法第5条第3項第二号） →P6【図1-5】(2) ○避難路沿道建築物（法第6条第3項第一号） →P6【図1-5】(2)
要緊急安全確認大規模建築物	一定の用途で一定規模以上の既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物（法附則第3条）（※） →P6【図1-5】(3)
特定既存耐震不適格建築物	一定の用途で一定規模以上の既存耐震不適格建築物である建築物（法第14条）（※） →P6【図1-5】(4), (5), (6)

（※）建築物の規模要件等は【表1-2】を参照

なお、上記以外の既存耐震不適格建築物（法第16条）P6【図1-5】(7)に該当する建築物の所有者においても、当該建築物について耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければなりません。市は、必要があると認めるときは、所管行政庁である県と連携しながら当該建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行います。

【図 5-1】



第6章 その他の事項

1. 国，県，関係団体による協議会の設置等について

計画的な耐震化の促進を図るためには，耐震改修が進みやすい環境整備や情報提供の充実，診断技術者の育成等といった施策を総合的に推進するための体制づくりが必要です。

現在，常総市は，「茨城県建築防災推進連絡協議会（平成 15 年度設置）」に参画しています。市は，県や近隣自治体，建築関係団体等との適切な役割分担のもとに，連携・協力して建築物の耐震化の促進に取り組んでいきます。

2. 計画の進行管理について

耐震化の促進のためには，継続的な事業実施が重要であり，進捗状況について定期的・継続的に検証することが有効であるため，令和 7 年度における耐震化の目標達成に向けて，本計画の適切な進行管理を行います。

■ 関連法令

(1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）（抜粋）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

- 2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。
- 3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第三条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。
- 4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第四条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
 - 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
 - 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
 - 五 次条第一項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項
- 3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項 の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で

定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であつて既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
- 四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- 五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。
- 6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進

- 計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項 から第三項 までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
 - 3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
 - 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項
 - 4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建

建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

第八条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第一項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく、当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

第十一条 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術

指針事項」という。)を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等)

第十三条 所管行政庁は、第八条第一項並びに前条第二項及び第三項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第七条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携携し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力)

第十四条 次に掲げる建築物であつて既存耐震不適格建築物であるもの(要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。)の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであつて政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であつて政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第五条第三項第二号若しくは第三号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第六条第三項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断

及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。
 - 一 病院，劇場，観覧場，集会場，展示場，百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校，老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
 - 三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
 - 四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。
- 5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

第四章 建築物の耐震改修の計画の認定（略）

第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等（略）

第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等（略）

第七章 建築物の耐震改修に係る特例（略）

第八章 耐震改修支援センター（略）

第九章 罰則（略）

附 則

第一条 （略）

第二条 （略）

（要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

第三条 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第七条各号に定める期限が平成二十七年十二月三十日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月三十一日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院，劇場，観覧場，集会場，展示場，百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
 - 二 小学校，老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
 - 三 第十四条第二号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物
- 2～6 （略）

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）（抜粋）

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

（多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第六条 法第十四条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 診療所
 - 三 映画館又は演芸場
 - 四 公会堂
 - 五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 六 ホテル又は旅館
 - 七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
 - 八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 十 博物館、美術館又は図書館
 - 十一 遊技場
 - 十二 公衆浴場
 - 十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十五 工場
 - 十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設
 - 十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第十四条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計五百平方メートル

- 二 小学校，中学校，中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。），老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数二及び床面積の合計千平方メートル
- 三 学校（幼稚園，小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く。），病院，劇場，観覧場，集会場，展示場，百貨店，事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数三及び床面積の合計千平方メートル

四 体育館 階数一及び床面積の合計千平方メートル

- 3 前項各号のうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十四条第一号 の政令で定める規模は，同項の規定にかかわらず，同項各号に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める階数及び床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める階数及び床面積の合計とする。

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定既存耐震不適格建築物の要件）

第七条 法第十四条第二号 の政令で定める危険物は，次に掲げるものとする。

一 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項 に規定する危険物（石油類を除く。）

二 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類

三 マッチ

四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）

五 圧縮ガス

六 液化ガス

七 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第二条第一項 に規定する毒物又は同条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

- 2 法第十四条第二号 の政令で定める数量は，次の各号に掲げる危険物の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては，温度が零度で圧力が一気圧の状態における数量とする。）とする。

一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ，それぞれに定める数量

イ 火薬 十トン

ロ 爆薬 五トン

ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 五十万個

ニ 銃用雷管 五百万個

ホ 実包若しくは空包，信管若しくは火管又は電気導火線 五万個

ヘ 導爆線又は導火線 五百キロメートル

ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 二トン

チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ，それぞれイ又はロに定める数量

二 消防法第二条第七項 に規定する危険物 危険物の規制に関する政令 別表第三の類別の欄に掲げる類，品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ，それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の十倍の数量

- 三 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 三十トン
- 四 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第八号に規定する可燃性液体類 二十立方メートル
- 五 マッチ 三百マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 二万立方メートル
- 七 圧縮ガス 二十万立方メートル
- 八 液化ガス 二千トン
- 九 毒物及び劇物取締法第二条第一項 に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 二十トン
- 十 毒物及び劇物取締法第二条第二項 に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 二百トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の二種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が一である場合の数量とする。

（所管行政庁による指示の対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件）

第八条 法第十五条第二項 の政令で定める特定既存耐震不適格建築物は、次に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物とする。

- 一 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- 二 病院又は診療所
- 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 四 集会場又は公会堂
- 五 展示場
- 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 七 ホテル又は旅館
- 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- 九 博物館、美術館又は図書館
- 十 遊技場
- 十一 公衆浴場
- 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
- 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
- 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

- 十七 幼稚園，小学校等又は幼保連携型認定こども園
- 十八 老人ホーム，老人短期入所施設，保育所，福祉ホームその他これらに類するもの
- 十九 法第十四条第二号 に掲げる建築物
- 2 法第十五条第二項 の政令で定める規模は，次の各号に掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ当該各号に定める床面積の合計（当該各号に掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。）とする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる建築物（保育所を除く。）床面積の合計二千平方メートル
- 二 幼稚園，幼保連携型認定こども園又は保育所 床面積の合計七百五十平方メートル
- 三 小学校等 床面積の合計千五百平方メートル
- 四 前項第十九号に掲げる建築物 床面積の合計五百平方メートル
- 3 前項第一号から第三号までのうち二以上の号に掲げる建築物の用途を兼ねる場合における法第十五条第二項 の政令で定める規模は，前項の規定にかかわらず，同項第一号から第三号までに掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ同項第一号から第三号までに定める床面積の合計に相当するものとして国土交通省令で定める床面積の合計とする。

(中略)

附 則

第一条 (略)

(地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な既存耐震不適格建築物の要件)

- 第二条 法附則第三条第一項の政令で定める既存耐震不適格建築物は，次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。
- 一 第八条第一項各号に掲げる建築物であること。ただし，同項第十九号に掲げる建築物(地震による当該建築物の倒壊により当該建築物の敷地外に被害を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通大臣が定める危険物を貯蔵し，又は処理しようとするものに限る。)にあっては，その外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が，当該危険物の区分に応じ，国土交通大臣が定める距離以下のものに限る。
- 二 次のイからへまでに掲げる建築物の区分に応じ，それぞれ当該イからへまでに定める階数及び床面積の合計(当該イからへまでに掲げる建築物の用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この項において同じ。)以上のものであること。
- イ 第八条第一項第一号から第七号まで又は第九号から第十六号までに掲げる建築物(体育館(一般公共の用に供されるものに限る。ロにおいて同じ。))を除く。) 階数三及び床面積の合計五千平方メートル
- ロ 体育館 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
- ハ 第八条第一項第八号又は第十八号に掲げる建築物(保育所を除く。) 階数二及び

- 床面積の合計五千平方メートル
- ニ 幼稚園，幼保連携型認定こども園又は保育所 階数二及び床面積の合計千五百平方メートル
 - ホ 小学校等 階数二及び床面積の合計三千平方メートル
 - ヘ 第八条第一項第十九号に掲げる建築物 階数一及び床面積の合計五千平方メートル
 - 三 第三条に規定する建築物であること。

(以下略)

(3) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

令和3年12月21日国土交通省告示第1537号(抜粋)

平成七年一月の阪神・淡路大震災では、地震により六千四百三十四人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は五千五百二人であり、さらにこの約九割の四千八百三十一人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「法」という。)が制定された。

しかし近年、平成十六年十月の新潟県中越地震、平成十七年三月の福岡県西方沖地震、平成二十年六月の岩手・宮城県内陸地震、平成二十八年四月の熊本地震、平成三十年九月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成二十三年三月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成三十年六月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針(平成十七年九月中央防災会議決定)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画(令和三年五月中央防災会議決定)において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね五割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成二十七年三月閣議決定)においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項 (略)
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
 - 1 (中略)
 - 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画(令和三年三月閣議決定)における目標を踏まえ、令和十二年までに耐震性が不十分な住宅を、令和七年までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象

建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。

三 以降（中略）

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項 イ～ホ（略）

2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成十七年三月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第六条第一項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修促進計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、福祉部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられ、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定しているが、改正令の施行に伴う改定を行っていない市町村は、改正令の趣旨を踏まえ、できるだけ速やかに改定すべきである。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、目標を定めることを原則とする。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証すべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第六条第三項第一号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二2の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証すべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、可能な限り用途ごとに目標を設定すべきである。このため、国土交通省は関係省庁と連携を図り、市町村に対し、必要な助言及び情報提供を行うこととする。

ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、具体的な整備プログラム等を作成することが望ましい。

法第六条第三項第一号又は第二号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第一号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

また、通学路等の沿道のブロック塀等の実態把握を進め、住民の避難等の妨げとなるおそれの高い道路についても、沿道のブロック塀等の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第六条第三項第一号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第一号に規定する建築物に係るものとみなす。また、同条第二号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

ニ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、四を踏まえ、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めるべきである。

ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第十二条第三項(法附則第三条第三項において準用する場合を含む。)又は法第十五条第三項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第十条第一項の規定による勧告、同条第二項又は第三項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

(以下略)

(4) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）（抜粋）

（著しく保安上危険な建築物等の所有者等に対する勧告及び命令）

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により次章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

(5) 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）（抜粋）

第三節の六 勧告の対象となる建築物

第十四条の二 法第十条第一項の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち階数が三以上でその用途に供する部分の床面積の合計が百平方メートルを超え二百平方メートル以下のもの
- 二 事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第六条第一項第一号に掲げる建築物を除く。)のうち階数が五以上で延べ面積が千平方メートルを超えるもの

■ 用語解説

[か行]

緊急輸送路

大規模な地震等が起きた場合に、避難活動や救急救助活動をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等の広範な応急対策活動を広域的に実施するため、そのような非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に定められた、主要な道路、港湾、空港等の交通手段。

建築基準法

昭和 25 年に制定された建物を建築するときを守るべき基本になる法律。国民の生命・健康・財産を守ることを目的に、建築する敷地と道路との関係、用途地域ごとの建築物の種類や規模、建築物の構造や設備の強度・安全性などについて、最低限の基準を定めている。一定規模以上の建築物を建てる場合は、同法に基づき建築確認を受けることが必要となる。

建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災を教訓として、古い建築物の耐震性を向上させることが大切であることが認識された。このことから、多数の方が利用する病院、劇場、店舗、事務所など、また、震災時の防災拠点となる建築物の耐震性能を高めるために、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が平成 7 年に制定された。この法律は、耐震改修を行う努力義務のある特定の建築物は何であるか、また、耐震改修を行うことによって法令の規定に不適合となることを特例的に認定する制度などを定めている。

工作物

建築基準法に定められた、地上又は地中に人工を加えて制作したもの、建物、井戸、水道設備、電柱、電線、ガスタンク、テレビ塔、広告塔、よう壁、鉄塔、広告塔の他、道路、鉄道、橋、トンネル、堤防、溜池、貯水池、ダム、公園等の土木工作物を含む。土地に定着した工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものを建築物という。

[さ行]

所管行政庁

建築主事を置く市町村等の区域においては当該市町村等の長をいい、その他の市町村等の区域においては都道府県知事をいう。

新耐震基準

昭和 53 年の宮城県沖地震後、従来の耐震基準が抜本的に見直され、昭和 56 年 6 月 1 日に施行された現行の耐震基準。

[た行]

耐震改修促進計画

建築物の耐震改修の促進に関する法律第5条及び第6条に基づき、市街地等の既存建築物の耐震性を確保し、耐震診断とその結果に基づく耐震改修を促進することにより、今後予想される地震災害に対して、国民の生命・財産を守ることを目的とする計画である。

耐震診断

地震などの揺れによって既存の建物が受ける被害がどのくらい大きいかわかり、安全かどうかを調べて判断すること。建物の形状、骨組（構造躯体）の粘り強さ、老朽化の程度、ひび割れや変形などによる損傷の影響などを総合的に考慮する。

昭和56年以前の古い基準で建築された建物については、耐震性能の不足により、耐震改修が必要となる場合があるので、建築士等専門家による耐震診断の実施を早期に行うことが望ましい。

耐震改修

地震に対する安全性を向上させるため、建物の全体のバランスをとりながら、柱の補強、壁の増設、鉄骨ブレースの設置などの補強工事を行うこと。

地域防災計画

災害対策基本法第40条及び第42条の規定に基づき、自治体の防災会議が当該自治体の地域にかかる防災に関する事務又は業務について各主体の役割を明確化し、地域の防災の総合的な推進を計画化したもの。

[は行]

ハザードマップ

災害予測図。対象地域に地震等災害をもたらす自然現象が発生する規模、頻度、確率等を数値化し地図にしたもの。

不特定多数

特にこれと定まった性質・傾向などのない数多くの人々のこと。不特定多数の人々が使用する集会場等では、その場所に不慣れな人が多く、災害時の避難等を困難にするため、一般の建築物よりも高い、防災性、耐震性が求められる。

[ま行]

マグニチュード

記号Mで表される、地震そのものの規模を表す尺度あるいはその数値。マグニチュードが1増加すると地震エネルギーは約30倍増加する。

[や行]

揺れやすさ

地震による地表での揺れの強さは、主に、「地震の規模（マグニチュード）」、「震源からの距離」、「表層地盤」の3つによって決定される。一般には、マグニチュードが大きいほど、また、震源から近いほど地震による揺れは大きくなる。しかし、マグニチュードや震源からの距離が同じであっても、表層地盤の違いによって揺れの強さは大きく異なり、表層地盤がやわらかな場所では、かたい場所に比べて揺れは大きくなる。この効果を、「地盤の揺れやすさ」と言う。「揺れやすさマップ」は、その表層地盤の揺れやすさを視覚的に分かりやすく地図として表現したものである。

よう壁

よう壁とは、がけ等の自然地形、盛土、切土等の人工斜面において、用地の確保や斜面の安定を確保するために、鉄筋コンクリートや鋼構造物等を、斜面を覆うように壁状に連続して設ける土留め構造物である。

[ら行]

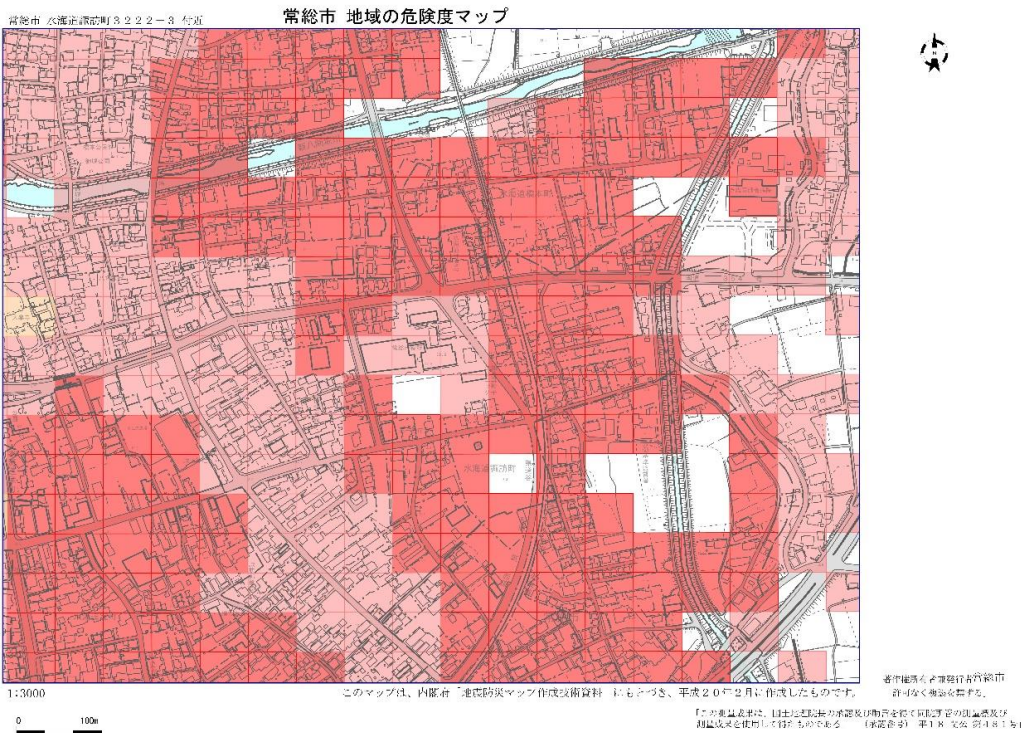
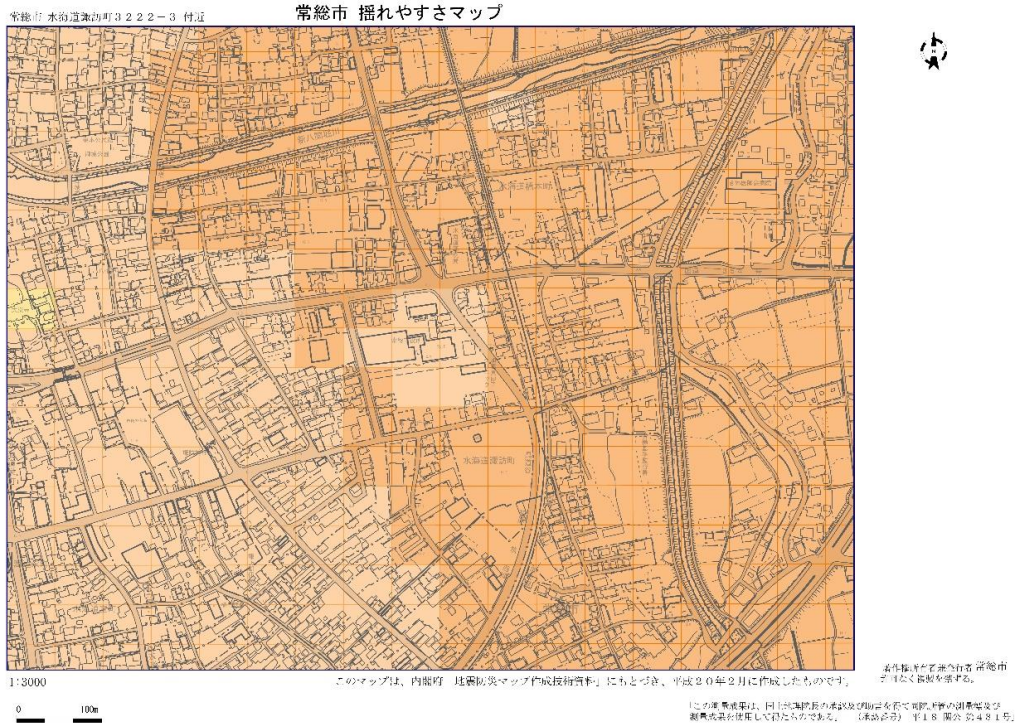
リフォーム

老朽化した建築物を増築、改築、改装、修繕し、安全で使いやすい建物にすること。

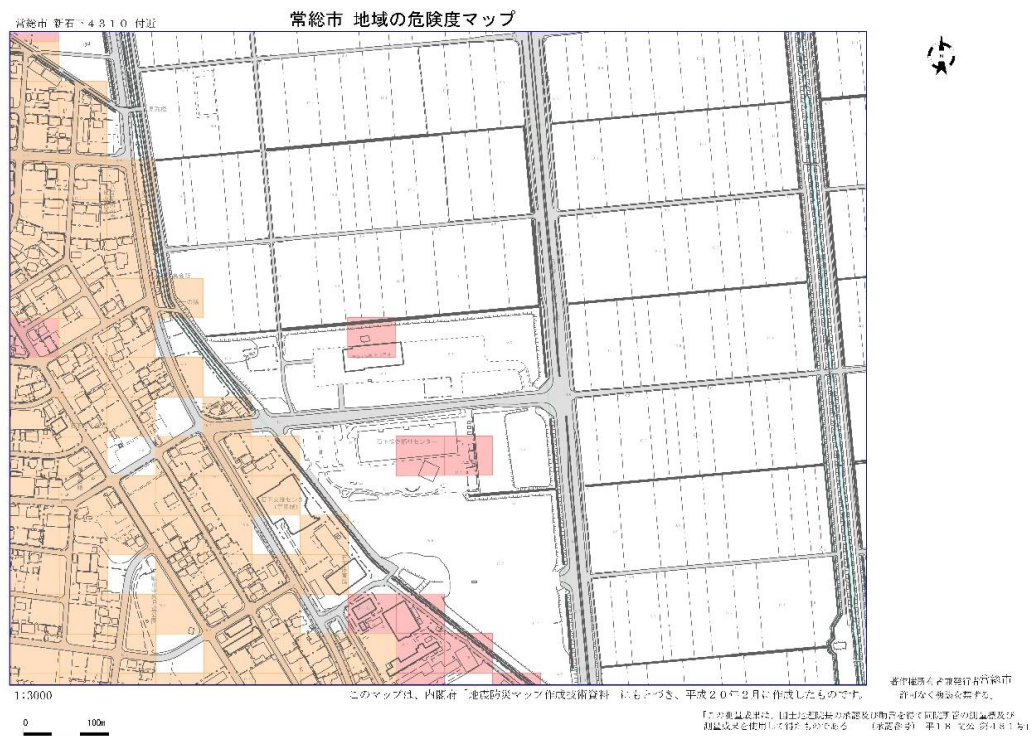
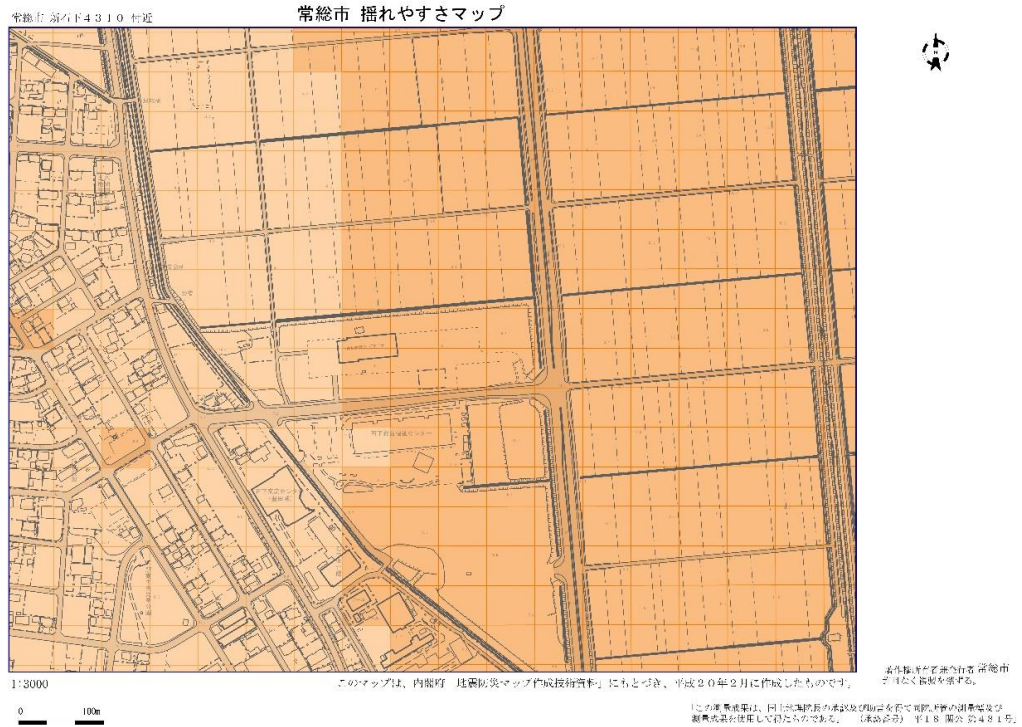
■ 参考資料

揺れやすさマップ・危険度マップ（本庁舎・石下庁舎 付近）

1. 常総市役所本庁舎（常総市諏訪町 3222-3 付近）



2. 常総市役所石下庁舎（常総市新石下 4310-1 付近）



添付以外の詳細版は、都市整備課窓口にて配布させていただきます。